（技能証明書の返納）

第二百三十六条の六十八　（略）

2　無人航空機操縦者は、次に掲げる場合には、交付を受ける技能証明書と引換えに、その有する技能証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。

一　（略）

二　第二百三十六条の五十七第一項の規定により技能証明の有効期間の更新を行うとき。

三　（略）

3　（略）

4　国土交通大臣は、第一項第一号に掲げる場合において、同項の規定により技能証明書の返納があつたときは、当該技能証明書を返納した者に対し、技能証明書返納証明書を交付するものとする。

別表第六（第二百三十六条の四十の二、第二百三十六条の四十七、第二百三十六条の五十五関係）

（略）

第29号の10様式（第236条の38、第236条の40の2関係）（日本産業規格A4）

（略）

第29号の12様式（第236条の57関係）（日本産業規格A4）

（略）

（技能証明書の失効再交付）

第二百三十六条の六十六　技能証明書失効再交付申請者は、技能証明再交付申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　第二十九号の十二様式による無人航空機操縦者身体適正検査証明書、第二百三十六条の五十第二項の身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの

二　技能証明失効再交付講習の課程を修了したことを証明する書類

2　登録更新講習機関は、前項第一号に規定する検査を行う場合においては、国土交通大臣が適当と認める職員に当該検査を担当させなければならず、かつ、必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めなければならない。

（技能証明書の返納）

第二百三十六条の六十八　（略）

2　無人航空機操縦者は、次に掲げる場合には、交付を受ける技能証明書と引換えに、その有する技能証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。

一　（略）

二　第二百三十六条の五十七第一項の規定により技能証明書の有効期間の更新を行うとき。

三　（略）

3　（略）

（新設）

別表第六（第二百三十六条の四十七、第二百三十六条の五十五関係）　（略）

第29号の10様式（第236条の38関係）（日本産業規格A4）

（略）

第29号の12様式（第236条の57、第236条の66関係）（日本産業規格A4）

（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に航空法第百三十二条の四十の技能証明を受けている者であって、本邦以外の地に滞在するもののうち、当該技能証明の有効期間が満了する日の一月前まで引き続き本邦以外の地に滞在するものについては、その事実を証明する書類を添えて当該技能証明の有効期間の更新を申請する場合に限り、この省令による改正後の航空法施行規則第二百三十六条の五十七第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　前項の申請については、有効期間が満了する日までにその申請について処分がされないときは、従前の技能証明は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

3　前項の場合において、技能証明の有効期間の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間が満了する日の翌日から起算するものとする。